

障害者の委託訓練

随時 募集!

「実践能力習得訓練」を実施していただける 事業所を募集しています

実践能力習得訓練は、企業等の実際の職場環境を活用した障害者の実践的な職業能力の開発と向上を目的として実施する職業訓練です。訓練受講生の指導を通じて、作業手順や職場のルールの伝え方、業務遂行に必要な配慮等のノウハウが蓄積できます。



お申込～委託料支払までの流れ



訓練期間

原則 3 ヶ月以内：1 ヶ月当たり標準 100 時間、下限 60 時間
【訓練時間の例】 期間は 1 ヶ月、日数は 10 日間、1 日 6 時間

訓練科目

事務補助作業、飲食店舗の業務、ビルメンテナンス(清掃)など

委託料

訓練受講生一人当たり上限 月額 6 万 6 千円（税込）
中小企業等は " 9 万 9 千円（税込）

障害者委託訓練とは、公益財団法人東京しごと財団がハローワークと連携して実施する障害のある方のための多様なニーズに対応した職業訓練です。障害のある方が仕事をする上で役に立つ知識や技能を身につけることを目的に、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO 法人等、様々な機関に委託して実施しています。

障害者委託訓練のお申込み・お問合せは

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 委託訓練推進班

TEL : 03-5211-2683 <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>